

2025年10月吉日

お客さま各位

株式会社千葉興業銀行

## 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みに関するお知らせ

平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼を申し上げます。

2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に「5年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、当行では以下の対応を実施いたします。

### 記

#### 1. 手形・小切手の最終振出期限について

##### 最終振出期限：2026年9月30日（水）

※当行の手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日とします

※最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は当座勘定からの支払いができません。

#### 2. 他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金扱い受付終了

##### 受付終了日：2026年9月30日（水）

※2026年9月30日をもって他行を支払地とする手形・小切手等の預金入金扱いの受付を終了します。

※2026年10月1日以降、手形・小切手等を受け取った場合は振出銀行や振出人等に決済方法を相談していただく必要があります。

※入金口座は、当座勘定のほか、普通預金・定期預金など各種預金を含みます。

- 2027年4月1日以降を期日とする代金取立の受付は終了しております。
- 約束手形・為替手形・小切手および銀行振出小切手の発行は2026年3月31日（火）をもって終了いたします。
- 代替サービスのご案内について

手形小切手の代替手段として、「インターネットバンキング（コスモスWEB）による振込」や「電子記録債権（でんさいサービス）」といった電子決済手段をご用意しております。

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管等の事務負担の軽減や印紙代などのコストの削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。お客さまにおかれましても、電子的な決済手段への移行をご検討ください。

お客さまやお取引先の円滑な決済のためにも代替手段へのお切り替えをお願いいたします。

以上